



あいお

人口と世帯数

(10月1日現在)

人口 9,444人

男 4,472人

女 4,972人

世帯数 2,438世帯

発行 秋穂町役場



お供を従え、お宮入りする四の当(中野区)の頭人

今月の主な記事

- 重度身障者(児)に福祉手当 2
児童手当月額5千円に
- 保健衛生事業 3
- 改正公職選挙法施行 4
お知らせ
- 税のコーナー 5
町民球技大会おわる
- 郷土小史 6

正八満宮

九日祭りくんち

このお祭りは、旧の九月九日に氏子の代表が五穀豊穡を祈って行う当屋祭りで五人の頭人が饗膳職の役柄を承って行われる神事です。又五穀祭ともいわれます。写真は十月九日(日曜日)に行われたもので、当日は雨模様で降ったりやんだりの日和でしたが各頭の方がそれ／＼の御供物を手に参拝されるところのものです。

このお祭りの歴史は古く観応二年(一三五一年)の記録があります。この日、代表の当屋の服装は武士の姿で袴は着るが履物は足半草履ですが、この当屋のはく草履を競って奪い合う慣しがあります。一足揃って手に入れることは、なかなか出来ない至難の技ですが片足でも手に入れば幸運のシンボルとしてありがたがられ、持ち帰って玄関に掲げて魔除けのお守りとされてきました。この汚れた草履も神具として大切にされたもの見ることが出来ました。

重度身障者児に福祉手当

10月1日から月額4,000円

福祉手当制度は、在宅の重度障害者に対する施策の一環として新しく設けられました。つまり、日常生活で常時の介護を必要とするような重度障害者本人に、その障害ゆえに生じるいろいろな負担に対する一助として、月額四千円を支給するもので、十月一日から実施されます。

は、手当は支給されません。その額は次のとおりです。

▼受給者本人の場合

前年の所得が、当該受給者の扶養親族等の数に応じて下表1の額を超えるとき。

▼受給者の配偶者または扶養義務者の場合

下表2の額を超えるとき

なお、制限を受けている場合でも、震災・風水害・火災を受けて財産価格の二分の一以上に被害があったときは、特例が設けられています。

認定請求の手続

手当の支給を受けるためには、それぞれの住所地を所管する福祉事務所長から認定を受けることが必要です。

さらに、日本国民であること、他の年金制度から障害年金の給付を受けていない、身体障害者療護施設その他これに類する施設に収容されていないこと、条件を満たさなければなりません。

所得による制限

前年の所得が一定以上ある場合

ます。

なお、身体障害者福祉法など他の制度に基づいて、既に障害の程度について判定を受けている場合で、手帳・証書などにより明らかに支給要件に該当すると判断できるときは、診断書の添付は必要ありません。

支払いの仕方

一人月額四千円支給されますが実際の支払いは一月・五月・九月の年三回に分けて、それぞれ前月までの分をまとめて支払います。手当は、請求をした翌月から支給され、支給事由が消滅した月で終わります。

支払いは、指定金融機関の口座振替でやることになっています。

〔表1〕受給者本人所得制限額表

扶養親族等の数	0人	1人	2人	3人	4人	5人
基準額	600,000円	762,500	982,500	1,202,500	1,422,500	1,642,500

〔表2〕扶養義務者等所得制限額表

扶養親族等の数	0人	1人	2人
基準額	1,632,500円	1,852,500	2,072,500
扶養親族等の数	3人	4人	5人
基準額	2,292,500	2,512,500	2,732,500

児童手当

月額5千円

10月1日から

児童手当は、日本国内に住所がある日本国民が、次の要件にあってはまっているときに支給されます

▼支給資格

①十八歳未満の児童を三人以上養育しており、そのうちの一人以上が義務教育終了前の児童（中学校を卒業するまでの児童）であること。

②その人の前年の収入が、一定の額（たとえば、給与所得者については、扶養親族が五人の場合、四百十五万円）に満たないこと。

▼児童手当の額

児童手当の額は、三人以上の児童のうち、出生順に数えて三人目以降である義務教育終了前の児童一人につき、月額四千円でしたが昭和五十年十月分から月額五千円になりました。

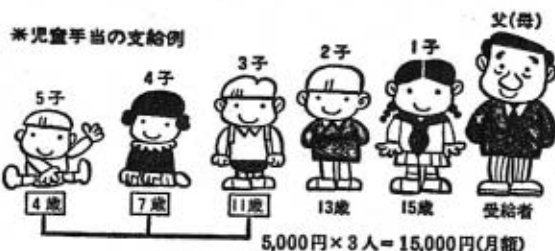
▼児童手当の認定者と支払者

児童手当の支給資格がある人の住所地の市町村長が、その人の請求に基づいて認定し支給します。

なお、公務員と日本専売公社・日本国有鉄道・日本電信電話公社の職員の方についての認定と支給は、その務め先で行います。

▼児童手当の支払日

児童手当は、認定をした市町村長が、毎年度「六月」・「十月」



「二月」の三回に分けて、それぞれその月の前月までの四カ月分をまとめて支払います。

秋穂町では、この三回の支払日を十日に定め、十日が日曜・祝祭日の場合は翌日としています。

▼いろいろな届出

毎年一回、六月一日から三十日の間にすべての受給者に、「児童手当現況届」を町役場に出していただく他、受給者の住所が変わったとき、対象児童数が変わったときなど、いろいろな変更があった場合すぐにそれぞれの届書や請求書をだしていただくことになっています。

※なお、くわしいことやご不明なことは、町役場町民課(有線2321)へおたずねください。

11月 保健衛生事業

「病気とは人間が環境に敗れたときの状態である」
ルネ・デュボ

各家庭に配付しております昭和50年度の各種予防接種ならびに衛生関係業務予定表にもとづいて、次のとおり実施しますので、個人あてには通知いたしません。

行事名	月日	曜日	受付時間	場所	対象
秋穂乳幼児相談	11月4日	火	13:30~14:30	中央公民館	乳幼児とその母親
大海乳幼児相談	5日	水	13:30~14:30	大海分館	
ポリオ服用 (小児マヒ予防生ワクチン)	18日	火	13:30~14:30	中央公民館	生後3カ月から18カ月までの乳幼児
インフルエンザ予防接種	27日	木	13:00~14:30	中央公民館	ワクチン申込者
〃	28日	金	13:00~14:30	大海分館	

但し、三種混合注射については後日実施する場合に該当者へ連絡します

公害セミナー

- ▽日常生活のなかで、
- ▽テレビや新聞紙上で
- ▽よくみかける公害に
- ▽ついての化学的な専
- ▽門用語を毎月公害セ
- ▽ミナリに掘さいし
- ▽ています。
- ▽このたびは「リジン」
- ▽について考えてみま
- ▽しょう。

▼リジン

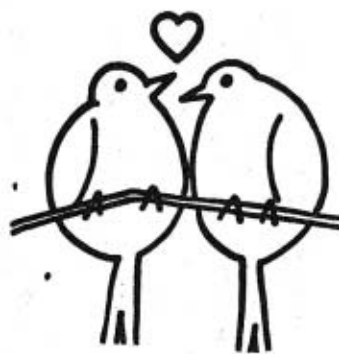
アミノ酸の一種で、ジアン・カプロン酸にあたる塩基性アミノ酸です。アルギニン及びヒスチジンとともにヘキソソ塩基とよばれ、ほとんどすべてのタンパク質の成分をなすといわれております。これらは、遊離状態でも光をうけぬ植物の幼芽の中に、しばしば発見されるそうです。リジンは、栄養のうえで必須アミノ酸として確認された最初のアミノ酸の一つ

人間にとって健康が何よりの宝であることは、だれでもご存知です。そこで、だれにでもできる健康法を紹介し、頭の老化予防など体力づくりのてがかりにしたい。だいたいと思います。
足。万病のもとで、人間は足から死ぬとまで言われ、東大の猪飼教授は警告されております。最近の日本人は、足の力がよわくなっており、このまま進めば生物学的な危機を招くおそれもあるときえいわれております。そこで足を丈夫にする方法ですが、孟宗(へもうそう)竹の外側直径5cm程度のものを長さ30cmに切り、これを真中

あののんた、あんたもやってみんかの

だれでもできる 竹踏み健康法をどうぞ!!

から二つに割り竹踏みをつくりまして、丸みの上に両足を乗せ、足心で五百回程度踏みますと、時間的には大体五分ぐらいです。これを朝と入浴後におこなうと頭の老化をふせぎ、冬などは頭寒足熱、よくやすまれるようです。竹踏みが



なぜ健康法か、との理由としては足のうらには、小陰賢経といって人体の中でとくに大切な経路の拠点となっており、頭足系の経路で頭から足に至り、また頭に帰る系統で、すべての臓機能と連絡する不思議な機能を持っているからです。こどもの頃に父母が疲れたと言って、足のうらをふまされたことを思い出される方もあられるでしょう。

<山口方言>



撲滅しよう

セイタカアワダチソウを

セイタカ

足心を刺激し、足の血液循環をよくし、第二の心臓といわれる足の強化をはかり毎日継続しておこなうことによって、健康的な生活がおくられると思います。

(疲れ・だるさ)

3体の不調調整器

(頭痛・肩こり・冷え症)

2健康運動器

(高血圧・糖尿病・心臓病)

1ストレス解消器

※竹踏みの効能

改正 公職選挙法施行

寄附したり・寄附を ねがうことは違反ノ

この前の国会で成立しました公職選挙法の一部を改正する法律が十月十四日から施行されました。このたびの改正は、公平な・金のかからない・きれいな選挙をめざすためで、このため、新たに政治家や候補者が、選挙区内の人に寄附することが禁じられました。このことは、新聞やテレビ等で大きく報じられておりますので、ご承知のことと思います。

したがって、今後は、国会議員・都道府県の知事や議会議員・市町村長や議会議員である人は勿論、これらの候補者又は立候補しようとする人は、選挙に関係があるなしにかかわらず、選挙区内の人に對しては親族の場合を除き、祝儀・香典・花輪など一切の金品の寄附は、法律で禁止されたこととなります。また、一般の人が、これらの人に寄附を願ったりすることも禁止されておりますので、現在公職にある人や、立候補しようとする人は勿論、一般の人も改正法の趣旨を十分理解され、

「寄附はしません」
「寄附は求めません」

を実行され、違反のないようにお願いいたします。

松くい虫を駆除しましょう

九月から十月にかけて、生育のよかった松が急に赤く枯れますがそのほとんどは松くい虫の被害です。

これは、松くい虫の一種であるマツノマダラカミキリが、松の材線虫(体長〇・六ミリ〜一・〇ミリ)を健全な松に伝播させ、この材線虫が健全な木に入り込んで猛烈な勢いで繁殖し、松ヤニを造る細胞を侵すので、松ヤニの分泌が悪くなり急に赤く枯れあがります。また一方・マダラカミキリはこの材線虫で侵された松に多くの卵を産みつけ、幼虫がふ化します。この幼虫は、一〜二センチ位の大ききで、盛んに皮の下を食い荒らしています。

駆除の方法は、赤く枯れた松の木を伐り倒し、枝を払ったり、適当な長さ玉切りし、松くい虫駆除剤を散布します。

なお、駆除に対する助成制度や駆除方法などくわしいことは、町役場産業課におたずねください。

昭和51年度職業訓練生の募集

//職業訓練で個性と能力の開発を//

職業訓練校は、「腕と頭を兼ね備えた近代的な技能者」を養成する施設です。

新規学校卒業生だけでなく、中高年の人にも、女性にも、それぞ

れの対象に定めた技能訓練を行っていただきます。

応募手続

希望者は、入校願および添付書類を、希望の職業訓練校に提出してください。(新規学校卒業予定者は、公共職業安定所を経由して提出)

関係用紙は、職業訓練校または公共職業安定所・町役場産業課にあります。

入校受付期間

昭和50年10月1日から11月30日まで

※詳しいことは、最寄りの職業訓練校か公共職業安定所におたずねください。町産業課にも、入校案内をおいてあります。

狩猟免許手数料等の額が改正されました

狩猟免許手数料が、十月一日より左記のとおり改正されたのでお知らせします。

区 分	現行	改正額
1. 狩猟免許手数料	300円	600円
2. 狩猟免許再交付手数料	100円	200円
3. 狩猟者記章再交付手数料	100円	200円
4. 狩猟者講習手数料		
(1) 初心者 甲種	700円	1500円
乙・丙種	1100円	2000円
(2) 経験者	400円	1000円
5. 狩猟者講習修了証明書再交付手数料	100円	200円
6. 鳥獣飼養許可証交付・更新、再交付手数料	150円	400円

中小企業年末対策資金の融通

山口県では年末の資金需要期を控え、県内の事業所・組合を対象に、年末資金の融通を図ることにいたしました。今年には特に景気も下向きで、資金需要も増加が予想されますのでお申込みはお早めに!

融資資金

- (1) 年末増加仕入資金
- (2) 年末諸決済資金(支払手形・買掛金又は未払金の決済資金)
- (3) 年末ボーナス支給資金

融資金額 60億円
融資限度 5百万円組合3千万円
融資期間 6カ月以内
融資利率 年7・8%
保証人及び担保

取扱金融機関所定の方法
申込先 取扱金融機関県内店舗
受付期間

昭和50年10月15日(水)から12月31日(水)まで

犬はつないで飼いましょう。



「わたしたちの消費生活展」が開かれます

消費生活展は、県下の消費者団体やグループの方たちが、住みよい明日を築くために、それぞれがくらしの安全やゴミと環境、ムダのないくらし、物価問題などをテーマに、グループのみなさんの活動状況をパネルや実物で展示します。

今回は、秋穂町の消費者学級生のみなさんも参加し、「あなたのふきはきれいでしようか」というテーマで、ふきの細菌検査の結果を展示します。

おさそい合わせのうえ、お出かけください。

● 宇部会場 11月3日〜5日
宇部市役所集会所

● 岩国会場 11月26日〜28日
岩国市体育館



「みんなで税を 知る週間」

十一月十一日(火)から十七日(月)までの一週間は、みんなが「税金を知る週間」です。

この行事は、税金を納めている人も、直接には税を納めていない人もみんな税金について考え、税をよく知っていただくというものです。そして、税金や、税務

納税コーナー



署についてのご意見をお聞かせください。お聞きしたご意見は、より信頼され、親しまれる税務署にするための参考にしたいと考えています。

この週間では、節税のための税知識の普及や、相談体制をより充実させて税の相談にあたるなど、いろいろな行事を行います。

山口税務署において実施する諸行事について、その主なものを紹介します。

一、国税よろず相談所の開設：とき11月16日(日)午前十時から午後四時まで・ところ11

山口税務署
まきや(山口市商店街)

国税に関することならどんなことでもお気軽にご相談ください。特に、サラリーマンや主婦の方のおいでをお待ちしております。

二、新聞紙上座談会(新聞社主催)：この模様は十一月十四日の防長新聞に掲載されます。

三、税務署においては、この期間中全署員が相談官となつて、皆さんの来署をお待ちしております。また、税金についてやさしく説明したパンフレットなどの資料を用意して、無料でお渡ししております。電話やハガキなどで申込まれても結構です。

主婦のパートと所得税

最近、パートで働きたいという主婦が多くなつていきます。

ところで、収入のあるところについてまわるのが税金の問題です。

パート収入が一定額以上になると、夫の所得から配偶者控除ができなくなつたり、また、主婦自身が税金を納めなければなりません。

主婦が、パートで働いたときの収入と所得税の関係について、説明しましょう。

○配偶者控除ができない場合

主婦にパート収入があつても、七十万円以下であれば夫の所得から配偶者控除として二十六万円が控除できますが、これを超えるところの控除ができません。

主婦のパート収入に税金がかかる場合
主婦のパート収入がもっと多くなつて、年間七十六万円を超えると、主婦自身が所得税を納めることになります。

この場合の所得税の計算は、例えば年間のパート収入が八十万円の場合、八十万円からパート収入を得るための必要経費などに相当する給与所得控除五十万円と、基礎控除二十六万円を差引いた残りの四万円に所得税率を掛けた税金がかかることになります。

パート収入が七十万円を超え七十六万円以下のときは、配偶者控除はできませんが、主婦自身には所得税がかかりません。

第6回 体力づくり町民球技大会おわる

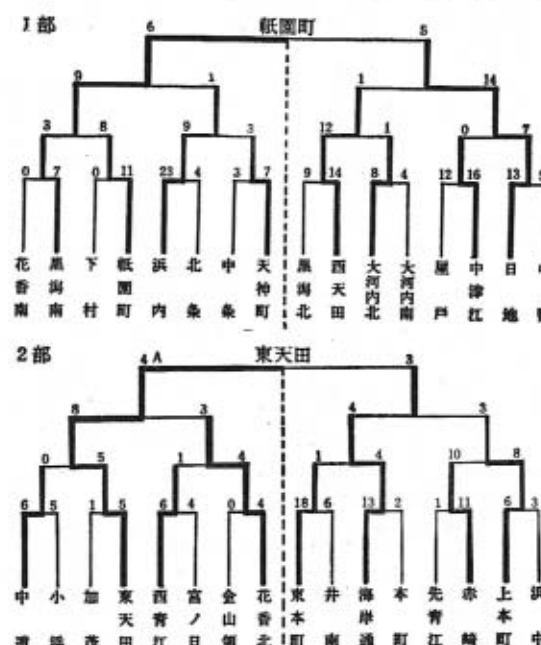
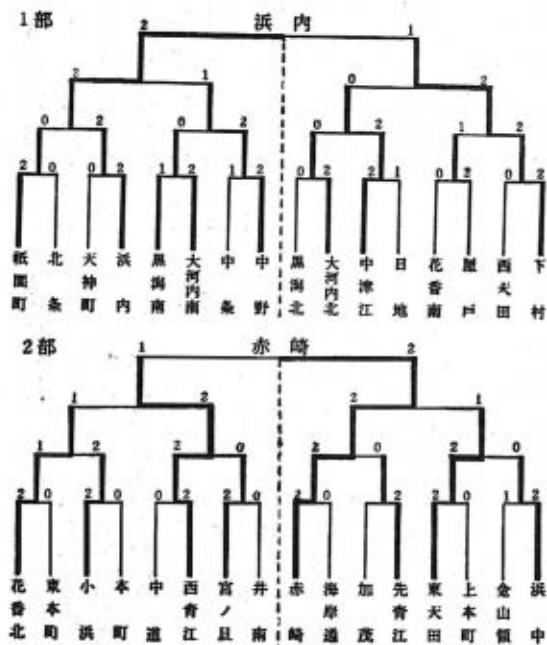
秋空のひろがる十月十九日、全部落が参加して町民球技大会が開かれました。

どのチームも日ごろの練習の成果を大いに発揮し、熱戦をくりひろげました。



バレーボール組合わせ

ソフトボール組合わせ



郷土小史 (26)

中道村

秋穂半島南端中道村は天保の頃の記録では北の上・北下・後上村後下村・猪の鼻・管倉の小村があった、当時は赤石に村はなく、尻川は花香と共に下村に属していた。

海を渡る潮風で夏は涼しく、西方を山に囲まれて冬暖かく、白砂青松の海浜、沖に浮ぶ竹島、遙か海原の彼方に九州の山々がかすかに眺められ、泰平な海山の幸に恵まれた自然の佳境である。

中道海岸は戦時中敵前上陸の演習地となって砲部隊が駐屯し、戦後は町の自給塩田がつくられたが今は夏は海水浴客で賑わい、釣舟を楽しむ人々は四季をとわず訪れ保養地となった。

この地方の各所に古墳時代の遺跡が点在する。①秋穂荘に登る道の左側、②管倉山の北麓、藤田修三氏みかん園、③管倉から中道に通ずる県道の上下二カ所、④赤石海岸下村山の松林の中の積家古墳等が知られて居り、未確認のものも相当であると推測され、古い須恵器の破片は各所に散在する。

そしてこの地に伝わる伝説に、秋穂氏が九州に落ちのびた時のことであろうか、「朝日さす夕日かがやくこの丘の南天の木の下に黄金千両」という。南天の木もそして財宝も発見したという話は伝わっていない。

管倉山はその昔狼煙(のろし)山で火急の事象を通報する仲継基地であった。岐波・阿知須の火の山からこの山へ、更に東方に向って日地山へ、北の方へは陶岳火の山へ、或はその逆コースで危急の相図をしたと。狼の糞をまぜて焚くとよく煙が直上したと。

管倉山は東西共麓に森林地帯があったが高浪に削り取られ、昔は東北洲崎の北側に格好な「お舟入れ」の船泊りもあったという。

藩政時代には入会地(のやま)で下村・中野の百姓もこの山に柴取り、草刈りに来たので、草山の別名がある。南西の台地に幕末砲台場と番小屋があったことは前に述べた。南東海岸は断崖で「牛ころがし」という。この山は明治になって官有林に編入されたので、これに抗議してその私下げを申請し、明治三五年に許されて、青江・浦・下村・中野の共有山となりこれを村有林に改め、以後永く入会草刈場にし、また学校林として

小学校・青年学校の児童生徒が植林管理を受持った。そして狼煙山に代って煮干鯛の廻遊を漁舟に合図する櫓が山上に永くあった。

さてこの中道部落に今一八軒の藤田姓を名乗る家々があり、外に中津江・加茂・屋戸・海岸・日地その他にも藤田一族がある。その大部分は同祖の分れ、今を去る約二九〇年、貞亨四丁卯年(一六八七)、幸田村からこの地に移り住んだのが藤田市郎兵衛で、楠野六兵衛の次男。彼が四三才のとき五人の男子をひきつれてここに移り故あって藤田氏を称するようになった。子供たちも夫々別家し、互に協力して田島敷町歩を開拓して中道村を創建した。その八代目が藤田秀一氏である。

そして吉敷村の四宮明神を勧請して当地の鎮守にした。見晴しのよい二〇番札所の上に社祠があり明治のころに立石神社と改称したが、土地の人々は昔ながらに「明神様」と呼び札所と共に藤田一族



藤田家が祀る明神社祠

が祀って来たものである。

移住後一三年、元禄一三庚辰年(一七〇〇)田島の収穫も安定して毛利氏の家臣布施亦右エ門の領地となった。それから二七年後の享保一一年の記録では五軒三人が住んで居り、給領主は布施惣右エ門であった。

天保一三年(一八四二)風土注進案では田四丁三反二五歩・島二町二反六畝一三歩・高三五石八斗六升一合・給領主布施孫介。

その翌年に藤田家旧居の幸田村に住んでいた塩田彦七(彦左エ門とも言った)が吉敷毛利氏から恩賞としてこの地の赤石山渚に田開作一町歩を開くことを差し許されている。(塩田家文書)この田地は後に颱風の被害をうけて今その一部が残っているようである。

塩田家勤功書によると代々開作築立に寄与し、遠波開作・青江開作等にも関与し、はじめ前大津宰判沢江干瀆に開作三丁歩築立を許された。しかし遠方で場所柄築立なり難く、二島のうち幸田村に八反、大里村に五反、仁光寺村に七反計二町とこの中道村赤石渚べりに一町の所替えを願ひ出た。

そこで代官所では本郷の庄屋山内幾太郎(休兵衛)畔頭山内計蔵に差障りの有無を尋ね、差支えないことをたしかめて正式の許可を与えている。(二島史)

山内文書に「塩田彦七様御開作堤床代山」が下村地下組の預ヶ山にあり、その南に「穴戸開作堤床代山」一町五反があったことが記

されている。

この塩田氏は藤田家とは同郷の縁故者、親密な間柄で互に情報を交換、扶け合ったものであろう。さて給領主布施氏は幕末の頃に萩からこの地に移り住んで来た。もともと武士は萩の城下町に住んで殿様につかえ、参勤交代にも加わらなければならぬので、本来ならば萩を離れることは許されな

いことであったが、幕末騒然となり殿様も萩から山口に居を移されることになった文久三年、諸士を引きつれて山口に移ることは容易でなく、それに物価高騰生活困窮する武士に対し、その所領に居を移すことを認めている。

だからこの地に移った布施孫介はここを永住の地と心に決め、百姓になり村役人をつとめた。そして父又右エ門と妻子の墓を中道墓地に建てた。その住い跡は老人ホームの西方、藤田勝美氏宅西隣であった。

老人ホーム秋楽園は安光元一町長代昭和二七年に吉佐五カ市町の組合立で収容人員四〇名ではじまり、後に秋芳・美東町も加わって今は一一〇名(秋穂の人一六名)のお年寄がなごやかに余年を楽しんでいる。

(秋穂町教育委員会囑託 田中 穰記)

おわび
都合により、「おかあさんのページ」は休みました。